

1 大谷のこれまで

1 産業の発展

- 大谷石産業の発展と並び、昭和30年代ごろから観光業も盛んになってきました。

(当時、大谷にあったドライブインなどの施設には、連日、大型バスで多くの観光客が訪れていた)



2 産業の衰退

- 昭和50年代に入り、安価な外国産の建材の台頭などにより、徐々に大谷石の需要が減少していきました。
- 平成元年の大谷石採取場跡地の陥没の影響等もあり、ピーク時には年間116万人が訪れていた観光客数が減少し、観光業も徐々に衰退していきました。

2 大谷のいま

1 復活の契機が到来

- 採取場跡地や特異な景観などを活かした、大谷地域ならではの資源を活用した、新たな観光商品が創出されています。
- 大谷石の柔らかく温もりのある風合い等が評価され、建物の内外装を彩る材料としての需要が高まっています。
- 日本遺産を通じた大谷石文化の発信・継承に向けた取組や、景観形成重点地区の指定に向けた検討が進められています。
- (仮称)大谷スマートICの整備が平成32年を目途に整備される予定など、大谷地域へのアクセス性の向上が期待されています。



2 冷熱エネルギーの活用

- 大谷石採取場跡地の多くに貯留している「冷熱エネルギー」を活用するための研究が行われています。
- 冷熱エネルギーを活用した取り組みの一つとして、夏秋期に栽培する「大谷夏いちご」の産地化が始まっており、そのストーリー性や品質が評価されています。

3 安全・安心への取組

- 平成元年の陥没を契機に、地域内に地震計を設置し監視するなど、安全・安心対策が実施されています。

3 大谷のこれから

1 基本的な考え方

(1) 地域資源の最大限の有効活用

- 特異な景観や採取場跡地、大谷石建築など、魅力ある資源を有効活用し、地域振興に繋げるとともに、日本遺産認定を契機に地域ブランドの確立・向上を図る。

(2) 地域振興の基軸となる「観光」を支える機能の充実

- 「観る」「食べる」「遊ぶ」「泊まる」といった観光地域の礎となる機能の創出、集積の加速化に向けて、観光施設の立地誘導を図る。

(3) 持続可能な地域振興の推進

- 持続可能な地域振興に向け、安全対策を講じながら、大谷ならではの、観光業、大谷石産業、農業等の活性化を図る。

2 大谷地域振興方針

(1) 基本理念 (あるべき・目指すべき 地域の姿)

「行ってみたい 過ごしてみたい そして いつまでも暮らし続けたい 大谷」

～ 今、ふたたび色づき始めた大谷をより色鮮やかに ～

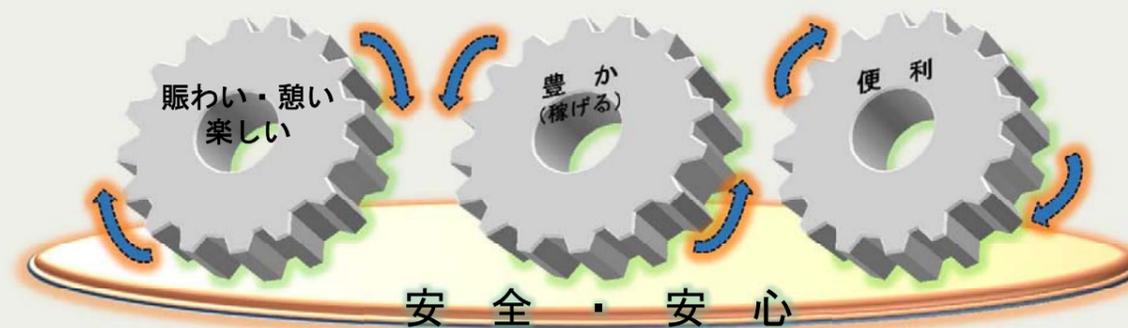
(2) 基本理念実現のための視点 (キーワード)

安全・安心

賑わい・憩い・楽しい

豊か (稼げる)

便利



【目標】

年間120万人の観光入込客数を目指す



大谷の特異な景観



現役の大谷石採取場



大谷石建造物をリノベーションした飲食店



大谷夏いちごの圃場(耕作放棄地を解消)



大谷夏いちごの6次産業化商品

4 エリア毎の取組概要

エリア毎の取組概要（概ね10年後を目指し）

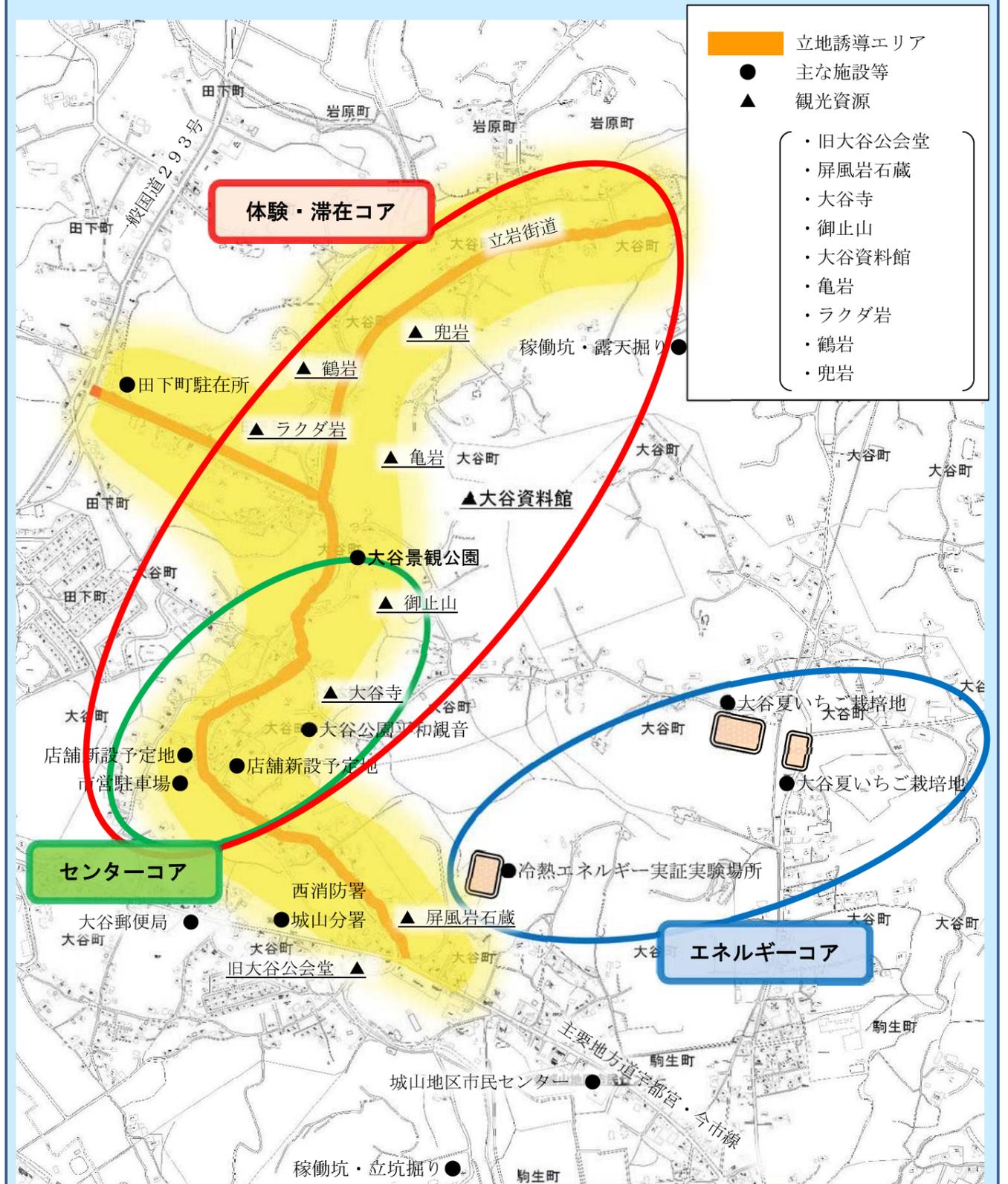
【ステップ1：人が集まる（短期概ね3年）】
→観光客等が来る・興味を示す状態をつくる

【ステップ2：仕事が集まる（中期5～7年）】
→店・業が定着する状態をつくる

【ステップ3：賑わい続けるまちになる（長期7～10年）】
→魅力が次々と創出される状態になる

地域全体	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の安全・安心の確保 ◆観光施設の立地基準の緩和 ◆石産業の振興（大谷石の魅力発信、持続可能な産業構造の構築） ◆大谷ブランドの価値向上（地域ブランディング、インバウンド拡大）
センターコア ・観光拠点の核	<ul style="list-style-type: none"> ◆拠点機能の形成（公会堂の移設、拠点広場の整備） ◆周遊機能の向上 ◆日本遺産を通じた大谷石文化の発信・継承 ◆文化資源の活用、アート事業の実施（アートイベント、石建造物活用）
体験・滞在コア ・周遊・体験の核	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域資源の観光商品化（地域資源をフル活用した観光商品の創出） ◆屋外アクティビティの拠点化（大谷の地形を活かした屋外アクティビティ・宿泊の商品化、東日本を代表するサイクルツーリズムの拠点化）
エネルギーコア ・エネルギー産業の核	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域エネルギー産業の創出（冷熱エネルギーの面的利用拡大） ◆保冷・熟成ブランドの価値向上（新規事業創出、商品のブランディング） ◆大谷夏いちごの産地化

5 エリアの考え方



※立地にあたっては、土砂災害警戒区域等に係る関係法令の確認が必要となります